

(別紙) 記事に対する矛盾点の整理

【1. 記事要約】 2025 年 6 月 1 日発信 ヤフーニュース記事「時給 600 円」「異常な低賃金」
…入れ歯作る歯科技工士がなり手不足のピンチ 過酷な勤務実態

- 歯科技工士の人数が 20 年で 4,000 人以上減少し、なり手不足が深刻化。
- 40 年以上の経験を持つ歯科技工士は長時間労働
- 低収入に苦しんでおり、若手も時給 600～700 円で他の仕事の方がましと感じている。
- 50 歳以上が 54%を超えるなど高齢化が進み、若手の離職率が高い。
- 歯科医院でも納期遅延など歯科技工士不足の影響が出ている。
- 技工物の価格下落により報酬が減少。
- 兵庫県保険医協会のアンケートでは、12 時間以上労働が 4 割、年収 400 万円未満が 6 割超。
- 若手の 7 割が 3～5 年以内に離職の可能性があるとの指摘。
- 政府が 30 年ぶりに保険点数を引き上げたが、賃上げ実現は 4 割にとどまる。
- デジタル技術導入が進む一方、設備コストが高く、保有していない技工所が半数以上。
- ベテラン歯科技工士は仕事への認識改善と環境整備を訴えている。
- 高齢化と需要増加の中、対策が急務。
- 学生たちは患者の笑顔のために努力しており、改善の必要性を記者が実感したと結んでいる。

【2. 総評】

歯科技工士の社会的地位や労働環境に対する問題提起は一定の意義があるが、本報道は「今も変わっていない」昭和・平成初期の労働慣行をとる一部の歯科技工士（所）に焦点を当て、業界全体に問題があるかのように印象づける内容となっている。

多くの歯科技工所経営者は働き方改革・デジタル化を進めており、それらへの取材はなされていない。

以下、特に問題のある記述について個別に評価を行う。

【3. 個別評価】

(1) 「1 日 16 時間労働で年収 300 万円」「時給 600～700 円」

- 労働基準法上の「時給」とは異なり、個人事業主は車両や保険など経費控除を行うため課税所得が低くなる。個人事業主の年収は 10～20%増で会社員年収と比較可能との見解もあり、300 万円は 330～360 万円に相当するとも考えられる。
- 個人事業主の労働時間内には業務と私生活が混在し、勤務者との単純比較は不適切。
- 「歯科技工士実態調査」では、平均就労時間 9～10 時間が最多で 30.9%、10 時間以下が 65.7%を占め、改善傾向がうかがえる一方 15 時間以上の勤務者は 4.9%となっている。

- 令和 6 年度 厚生労働省 賃金構造基本統計調査によれば、歯科技工所（10 人以上）の平均年収は 437.6 千円であり、収入の低い歯科技工士 1 人を取り上げて業界全体を代表するかのよう誤解を招く報道である。
- 「異常な低賃金」と断定する表現は誤解を招く。

(2)「労働時間 12 時間以上が 4 割、年収 400 万円未満が 6 割以上」

- 兵庫県のみのデータを使って、あたかもそれが全体を代表するかの印象を与えている。全国保険医協会の調査（2025 年下図）によると、年収 400 万円以下は 54.3%、令和 5 年分の民間給与実態統計調査（国税庁）によると年収 400 万円未満は 50.7%、「歯科技工士実態調査」では 44.6%であり、「以下」と「未満」は異なる尺度のため単純比較はできないが、全国保険医協会の調査との差は 3.6～9.7 ポイント以上あり、報道側の意図に都合の良いデータを継ぎ接ぎしていると考ええる。

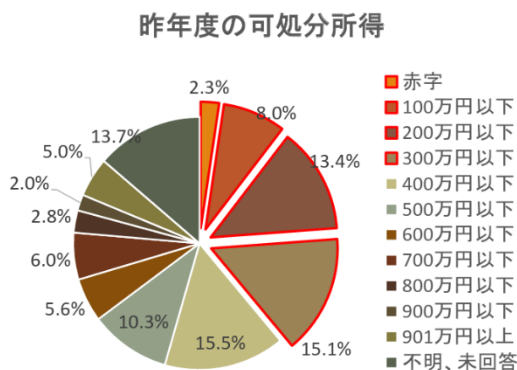
また、「歯科技工士実態調査」による平均勤務時間には短時間勤務者も含まれ、単純に年収を比較することにも合理性がない

- 労働環境には個人差があり、「今も変わっていない」との表現は正確性を欠く。

長時間労働の割に低賃金 年収300万円以下が約4割

開設者の一年間の可処分所得は、300万円以下が39%。500万円以下では65%も占める。異常な長時間労働にも関わらず、年収は抑えられています。

(16年調査では、年収300万円以下が44%。労働時間同様状況はほとんど変わっておらず、離職の大きな原因の一つである経済問題の解決には程遠い現状である。)



(3)「若手の 7 割が 3～5 年以内に離職する」

- 出典が明らかでない。
- 厚生労働省の調査(2021 年 3 月卒業者)によると、3 年以内の離職率は、高卒が 38.4%、短大・専門学校卒が 44.6%、大卒が 34.9%である。また、厚生労働省の科学研究報告書（2019 年）では、25 歳未満の歯科技工士の離職率は 43.1%であり、短大・専門学校等全体をまとめた厚労省調査の離職率との差は少ない。
- （一社）日本歯科技工所協会による協会会員の最新の調査では、入社 5 年以内の歯科技工士の離職率は 27.9%であり、「7 割」という報道とはかなりの乖離がある。

(4)「政府は 30 年ぶりに保険点数を引き上げた」

- 保険点数は改定のたびに見直されており、「30 年ぶりの引き上げ」という表現は事実ではなく虚偽である（歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移 参照）。

(5)「技工所の半数以上がデジタル機器を所有していない」

- 1000 万円超の設備投資は個人技工所にとって困難であるのは事実であるが、歯科技工所間での連携が可能であり、収益性の高い歯科補綴物の受注が可能である。この仕組みを利用して、多くの歯科技工所は共同利用や 2 次委託等でデジタル化に対応している。

(6)「歯科技工士学校の学生は患者の笑顔のために実習に励んでおり、今後の改善が必要だと強く感じた。」

全国歯科技工士教育協議会の調査によると、昨年まで下降傾向であった入学者数は、本年増加しており（2021 年度 1009 名、2022 年度 868 名、2023 年度 718 名、2024 年度 780 名、2025 年度 1,003 名）。業界団体が協力して人材確保に努める中、報道がトップページに掲載されたことにより、養成機関や現場で環境改善に取り組む歯科技工所の意欲をそぎ、将来の歯科技工の担い手を傷つける結果となった。

このような報道は、たとえ診療報酬の引き上げが目的だとしても、歯科技工士不足を深刻化させ、結果として歯科医療を支える体制を損なうものであり、健康寿命の延伸に寄与する歯科医療の一翼を担う歯科技工士、歯科技工団体として看過できない。

歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移 (1988年(昭和63年)改定以降、主な項目)

※斜文字, アンダーラインの点数は前回から改定があった点数

NO.1

区分番号	1988.6 (S63)	1989.4 (H元)	1990.4 (H2)	1992.4 (H4)	1994.4 (H6)	1996.4 (H8)	1997.4 (H9)	1998.4 (H10)	2000.4 (H12)	2002.4 (H14)	2004.4 (H16)	2006.4 (H18)	2008.4 (H20)	2010.4 (H22)	2012.4 (H24)	2014.4 (H26)	2016.4 (H28)	2018.4 (H30)	2020.4 (R2)	2022.4 (R4)	2024.6 (R6)
M010 金属歯冠修復(1個につき) 1 インレー イ 単純なもの ロ 複雑なもの 2 4分の3冠 3 5分の4冠 4 全部金属冠		※消費税導入					※消費税5%									※消費税8%					
	150	150	160	165	165	165	170	170	181	181	181	181	181	181	190	190	190	190	190	190	192
	220	225	240	250	252	252	257	257	262	275	275	275	275	275	284	284	284	284	284	284	287
	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	372
	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	310	312
	370	375	375	395	402	402	410	434	445	445	445	445	445	445	454	454	454	454	454	454	459
M010-2 チタン冠(1歯につき)																			※新設 (2022.4)	1,200	1,200
M010-3 接着冠(1歯につき) 1 前歯 2 臼歯																			※新設 (2022.4) ※新設 (2022.4)	370 310	370 310
M010-4 根面被覆(1歯につき) 1 根面板によるもの																			※新設 (2022.4)	190	195
M011 レジン前装金属冠(1歯につき) 1 前歯 イ ブリッジの支台歯の場合 ロ ブリッジの支台歯以外の場合 2 小臼歯	1,000	1,010	1,200	1,200	1,204	1,204	1,219	1,242	1,242	1,242	1,200	1,200	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174	1,174
																			※評価が見直され技 術ごとに製作技術点 数が設定された (2024.6)	1,174	1,174
																			※小臼歯への適用拡大(ブリッジの支台歯 となる第一小臼歯に限る。2016.4)	1,174	1,174
M011-2 レジン前装チタン冠(1歯につき)																			※新設 (2022.4)	1,800	1,800
M012 帯環金属冠(1歯につき)	90	90	90	90	85	85	85	85	85	85	85	※削除									
M013 歯冠継続歯(1歯につき)	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	※削除									
M014 ジャケット冠(1歯につき)	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390	※削除				
M015 非金属歯冠修復(1個につき) 1 レジンインレー イ 単純なもの ロ 複雑なもの 2 硬質レジンジャケット冠																					
	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	※新設 (2018.4) ※新設 (2018.4)	104 156	124 176	128 180	128 180
M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき) イ エンドクラウン以外の場合 ロ エンドクラウンの場合															※新設 (2014.4)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
																			※評価が見直されエ ンドクラウンの製作技 術点数が新設された (2024.6)	1,200	1,450

歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移
(1988年(昭和63年)改定以降、主な項目)

※斜文字、アンダーラインの点数は前回から改定があった点数

N0.2

区分番号	1988.6 (S63)	1989.4 (H元)	1990.4 (H2)	1992.4 (H4)	1994.4 (H6)	1996.4 (H8)	1997.4 (H9)	1998.4 (H10)	2000.4 (H12)	2002.4 (H14)	2004.4 (H16)	2006.4 (H18)	2008.4 (H20)	2010.4 (H22)	2012.4 (H24)	2014.4 (H26)	2016.4 (H28)	2018.4 (H30)	2020.4 (R2)	2022.4 (R4)	2024.6 (R6)
M015-3 CAD/CAMインレー(1歯につき)																			※新設 (2022.4)	<u>750</u>	750
M016 乳歯冠(1歯につき)																					
1 乳歯金属冠の場合	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
2 1以外の場合																※新設 (2016.4)	<u>390</u>	390	390	390	390
M016-2 小児保険装置															※新設 (2014.4)	<u>600</u>	600	600	600	600	600
M016-3 既製金属冠(1歯につき)																		※新設 (2020.4)	<u>200</u>	200	200
M017 ポンテック(1歯につき)	420	420	420	420	420	420	<u>428</u>	428	428	428	428	428	428	428	<u>434</u>	434	434	434	434	434	434
注 レジン前装金属ポンテックを製作した場合は、その部位に 応じて次に掲げる点数を所定点数に加算する。																					
イ 前歯部の場合(746点加算)																	※新設 (2018.4)	<u>1,180</u>	1,180	1,180	1,180
ロ 小臼歯部の場合(200点加算)																	※新設 (2018.4)	<u>634</u>	634	634	634
ハ 大臼歯部の場合(60点加算)																	※新設 (2018.4)	<u>484</u>	<u>494</u>	494	494
注1 レジン前装金属ポンテック (硬質レジン)	920	920	<u>1,100</u>	1,100	<u>1,106</u>	1,106	<u>1,114</u>	1,114	<u>1,228</u>	1,228	<u>1,200</u>	1,200	<u>1,174</u>	1,174	<u>1,180</u>	1,180	1,180	※注の 見直し			
注2 金属裏装ポンテック (前歯・小臼歯に限る)	420	420	420	420	420	420	<u>428</u>	428	428	428	428	428	<u>748</u>	748	<u>754</u>	754	754	※削除			
M017-2 高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき)																	※新設 (2018.4)	<u>2,500</u>	2,500	<u>2,600</u>	<u>2,800</u>
M018 有床義歯		※消費税導入					※消費税5%									※消費税8%					
1 局部義歯(1床につき)																					
イ 1歯から4歯まで	340	<u>345</u>	<u>350</u>	<u>380</u>	380	<u>500</u>	<u>510</u>	510	<u>520</u>	<u>525</u>	525	525	<u>540</u>	<u>550</u>	<u>560</u>	<u>570</u>	<u>576</u>	<u>584</u>	<u>588</u>	<u>594</u>	<u>624</u>
ロ 5歯から8歯まで	450	<u>460</u>	460	<u>480</u>	480	<u>600</u>	<u>610</u>	610	<u>640</u>	<u>650</u>	650	650	<u>665</u>	<u>676</u>	<u>690</u>	<u>700</u>	<u>708</u>	<u>718</u>	<u>724</u>	<u>732</u>	<u>767</u>
ハ 9歯から11歯まで	510	<u>520</u>	<u>590</u>	<u>600</u>	<u>850</u>	850	<u>865</u>	865	<u>875</u>	<u>890</u>	890	890	890	<u>900</u>	<u>920</u>	<u>930</u>	<u>940</u>	<u>954</u>	<u>962</u>	<u>972</u>	<u>1,042</u>
ニ 12歯から14歯まで	800	<u>815</u>	<u>900</u>	900	<u>1,250</u>	1,250	<u>1,270</u>	1,270	<u>1,280</u>	<u>1,300</u>	1,300	1,300	1,300	<u>1,310</u>	<u>1,340</u>	<u>1,350</u>	<u>1,364</u>	<u>1,382</u>	<u>1,391</u>	<u>1,402</u>	<u>1,502</u>
2 総義歯(1顎につき)	1,220	<u>1,235</u>	<u>1,400</u>	1,400	<u>2,000</u>	2,000	<u>2,035</u>	2,035	<u>2,050</u>	2,050	2,050	2,050	2,050	<u>2,060</u>	<u>2,100</u>	<u>2,110</u>	<u>2,132</u>	<u>2,162</u>	<u>2,172</u>	<u>2,184</u>	<u>2,420</u>
M019 熱可塑性樹脂有床義歯																					
1 局部義歯(1床につき)																					
イ 1歯から4歯まで	500	500	<u>700</u>	700	700	700	<u>710</u>	710	710	<u>705</u>	705	705	705	<u>670</u>	670	670	<u>662</u>	<u>652</u>	<u>642</u>	<u>630</u>	<u>624</u>
ロ 5歯から8歯まで	700	700	<u>920</u>	920	920	920	<u>935</u>	935	935	<u>925</u>	925	925	925	<u>900</u>	900	900	<u>890</u>	<u>878</u>	<u>866</u>	<u>852</u>	<u>767</u>
ハ 9歯から11歯まで	900	900	<u>1,180</u>	1,180	1,180	1,180	<u>1,200</u>	1,200	1,200	<u>1,185</u>	1,185	1,185	1,185	<u>1,120</u>	1,120	1,120	<u>1,108</u>	<u>1,094</u>	<u>1,080</u>	<u>1,064</u>	<u>1,042</u>
ニ 12歯から14歯まで	1,100	1,100	<u>1,800</u>	1,800	1,800	1,800	<u>1,835</u>	1,835	1,835	<u>1,815</u>	1,815	1,815	1,815	<u>1,750</u>	1,750	1,750	<u>1,732</u>	<u>1,712</u>	<u>1,696</u>	<u>1,678</u>	<u>1,502</u>
2 総義歯(1顎につき)	2,100	2,100	<u>2,800</u>	2,800	2,800	2,800	<u>2,850</u>	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	<u>2,780</u>	2,780	2,780	<u>2,752</u>	<u>2,722</u>	<u>2,704</u>	<u>2,682</u>	<u>2,500</u>
M020 鑄造鈎(1個につき)																					
1 双子鈎	160	160	160	<u>180</u>	<u>185</u>	185	185	<u>197</u>	<u>210</u>	210	<u>220</u>	220	<u>224</u>	224	<u>230</u>	<u>234</u>	<u>240</u>	<u>246</u>	<u>251</u>	<u>255</u>	<u>260</u>
2 二腕鈎									197	197	<u>205</u>	205	<u>208</u>	208	<u>212</u>	<u>216</u>	<u>222</u>	<u>228</u>	<u>231</u>	<u>235</u>	<u>240</u>

歯冠修復及び欠損補綴製作技術点数推移
 (1988年(昭和63年)改定以降、主な項目)

※斜文字、アンダーラインの点数は前回から改定があった点数

N0.3

区分番号	1988.6 (S63)	1989.4 (H元)	1990.4 (H2)	1992.4 (H4)	1994.4 (H6)	1996.4 (H8)	1997.4 (H9)	1998.4 (H10)	2000.4 (H12)	2002.4 (H14)	2004.4 (H16)	2006.4 (H18)	2008.4 (H20)	2010.4 (H22)	2012.4 (H24)	2014.4 (H26)	2016.4 (H28)	2018.4 (H30)	2020.4 (R2)	2022.4 (R4)	2024.6 (R6)
M021 線鉤(1個につき)																					
1 双子鉤	160	160	160	<u>180</u>	180	180	180	180	180	<u>185</u>	<u>195</u>	195	<u>200</u>	200	200	200	<u>206</u>	<u>212</u>	<u>220</u>	<u>224</u>	<u>227</u>
2 二腕鉤(レストつき)	110	110	110	<u>120</u>	120	120	120	120	120	<u>125</u>	<u>135</u>	135	<u>140</u>	140	140	140	<u>146</u>	<u>152</u>	152	<u>156</u>	<u>159</u>
3 レストのないもの	90	90	90	<u>100</u>	100	100	100	100	100	<u>105</u>	<u>115</u>	115	<u>120</u>	120	120	120	<u>126</u>	<u>132</u>	132	132	<u>134</u>
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)															※新設 (2014.4)	<u>220</u>	<u>226</u>	<u>232</u>	232	<u>236</u>	<u>246</u>
M021-3 磁性アタッチメント(1個につき)																					
2 キーパー付き根面板を用いる場合																			※新設 (2022.4)	<u>350</u>	<u>550</u>
M022 フック, スパー(1個につき) ※保険医療材料は所定点数に含まれる(2012.4～)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	<u>85</u>	85	85	<u>96</u>	<u>103</u>	103	103	※名称 変更 (2018.4)			
M022 間接支台装置 (1個につき) ※保険医療材料は所定点数に含まれる (注)2018.4に「フック, スパー」から名称変更																		<u>109</u>	109	<u>111</u>	111
M023 バー(1個につき)		※消費税導入					※消費税5%										※消費税8%				
1 鋳造バー	340	340	340	<u>360</u>	<u>380</u>	380	380	380	<u>400</u>	400	<u>420</u>	420	420	<u>430</u>	<u>438</u>	438	<u>444</u>	<u>450</u>	<u>454</u>	<u>458</u>	458
2 屈曲バー	180	180	180	<u>200</u>	200	200	200	200	<u>220</u>	220	<u>240</u>	240	240	240	<u>248</u>	248	<u>254</u>	<u>260</u>	<u>264</u>	<u>268</u>	268
3 補強線	140	140	140	140	140	<u>100</u>	100	100	100	※削除											
注 保持装置	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	<u>60</u>	60	60	60	60	60	<u>62</u>	62
M026 補綴隙(1個につき)	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	<u>40</u>	<u>50</u>	<u>60</u>	<u>65</u>	65	65
M027 ろう着(1個所につき)	60	60	60	60	60	60	60	60	60	※削除											
M029 有床義歯修理(1床につき)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	<u>220</u>	220	220	220	<u>224</u>	<u>228</u>	<u>234</u>	<u>240</u>	<u>252</u>	<u>260</u>	260
M030 有床義歯内面適合法(1顎につき)																					
2 軟質材料を用いる場合																※新設 (2016.4)	<u>1,400</u>	<u>1,200</u>	1,200	1,200	1,200